

関市所蔵美術作品の貸出し手順

(1) 事前の打ち合わせ

美術作品の貸出しを希望するときは、

事前にご連絡いただき、担当者と打ち合わせをしてください。

必要に応じて作品の下見をした上で、貸出しを受けるかどうかを判断して下さい。

また運搬方法についても打ち合わせをしてください。

※貸出点数は5点まで（ただし、市と協議のうえ追加可能）

(2) 借受申請書の提出

作品の貸出しを受けることになった場合は、借受申請書をご提出ください。

(3) 作品の借受け

作品の受け渡しは文化課で行いますので、文化課までお越しください。

担当者から説明を受けた上で、借受書と引き換えに作品を借り受けてください。

(4) 作品の返却

利用が済み次第、文化課まで作品を返却してください。

万が一、申請した期日までに返却できなくなった場合、

あるいは作品を損傷、亡失した時は、速やかに連絡して下さい。

※貸出期間は6か月以内（ただし、更新可能）

(5) 利用料

利用料は無料です。

ただし、借受け・運搬等は借受者の責任で行ってください。

〈担当、問い合わせ先〉

〒501-3232 岐阜県関市桜本町2丁目30-1 文化会館内

関市教育委員会文化課

Tel:0575-24-6455（8:30～17:15,月曜休館日）Fax:0575-24-6950